

市受動喫煙防止条例を 令和元年12月1日より施行します

健康推進課 ☎ 67-1151



健康増進法で敷地内禁煙に指定されている施設	小・中学校
	ソフィア看護専門学校
	市民病院
	保健医療センター
	勤労福祉会館
	浜町福祉センター
	保育園
	中央子育て支援センター
	児童館
	児童遊園地
条例で新たに敷地内禁煙に指定した施設	市役所本庁舎
	消防署
	消防署東部・西部出張所
	生命の海科学館
	竹島水族館
	図書館
	児童遊び場
	チビッコ広場
	下水道浄化センター
	学校給食センター

次の施設は喫煙場所を設けない
敷地内完全禁煙になります

他人が喫煙するたばこの煙を、みなさんはどのくらい意識していますか？
たばこの煙には5千以上の化学物質と70種類の発がん物質が含まれており、日本では受動喫煙が原因で脳卒中、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群等で年間1万5千人が死亡していると推定されています。特に自分でたばこの煙から回避できない子どもたちは、周りの人が配慮してあげる必要があります。市では12月1日から受動喫煙防止条例を施行し、たばこの煙から守る取り組みを強化します。

飲食店・事業所における 受動喫煙対策説明会

令和2年4月1日から始まる飲食店・事業所などの原則屋内禁煙についての説明会を開催します。

と き 12月17日(火)

午後1時30分～3時30分

ところ ライフポートとよはし中ホール

内容 改正健康増進法の概要、罰則の適用

対象 飲食店・事業所の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

参加費 無料 定員 300人

申し込み 12月10日(火)までにファクスで氏名・住所・事業所名・電話番号・参加人数を豊橋保健所健康政策課 (FAX 0532-38-0780) へ。

受動喫煙防止・禁煙支援セミナー

たばこの影響を知り、大切な人の健康について考えましょう

と き 11月29日(金) 午後2時～4時

ところ 市民会館東ホール

内容

●講演 「～たばこによる影響～」

本人と大切な人の健康を守るために

講師 市民病院

呼吸器科特別診療科部長 小栗鉄也

●市からのお知らせ

・地域みんなで取り組む市受動喫煙防止条例

定員 100人

申し込み 11月26日(火)までに、電話、ファクス、メールで氏名・年齢・電話番号を健康推進課 (FAX67-9101 ☎ hoken@city.gamagori.lg.jp) へ。

子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)予防接種について

子宮頸がん予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種ですが、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に見られたことから、厚生労働省より子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を控える勧告がありました。そのため、現在、希望者にのみ予防票を送付しています。希望する方は、健康推進課へお問い合わせください。

対象 市内在住の中学1年～高校1年生相当年齢の女性

接種回数 3回

接種後に起こりえる症状 接種部位の痛み・腫れ、じんましんなど



健康推進課 ☎ 67-1151